

審 査 基 準

平成12年 3月31日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第4条第1項
処 分 の 概 要 : 管理者の新設又は変更の許可
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第3条第1項第1号~第6号、第8号(許可の基準) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続) 同第5条(管理者の新設又は変更の許可申請)
審 査 基 準 : 新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第3条第1項第1号から第6号までの欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 25日以内
申 請 先 : 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(係)
問 い 合 わ せ 先 : 同 上
備 考 :